水戸市告示第70号

　水戸市体験型観光プログラム創出事業補助金交付要項を次のように定める。

　　　令和３年３月５日

水戸市長　　高　橋　　　靖

水戸市体験型観光プログラム創出事業補助金交付要項

　（趣旨）

第１条　この要項は，本市ならではの新たな体験型の観光資源を創出し，観光客の満足度の向上及び誘客の促進を図るため，予算の範囲内において，体験型観光プログラム創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて，水戸市補助金等交付規則（昭和53年水戸市規則第22号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

　（補助事業）

第２条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，第６条の規定による申請をする日の属する年度において，次の各号に掲げる要件の全てを満たす新たな体験型観光プログラム（本市の歴史，文化，産業，自然等の地域資源の魅力を体感し，又は体験することができる観光の形態をいう。）であって市長が本市の観光振興に資すると認めるものを開始する事業とする。ただし，１の補助事業者（次条に規定する補助事業者をいう。）につき，１の事業に限る。

　(1) 単発的に行うものでないこと。

　(2) 次年度以降も当該体験型観光プログラムを継続することが見込まれること。

　(3) 法令等に基づく許認可が必要な場合にあっては，当該体験型観光プログラムの開始までに当該許認可の取得が見込まれること。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は，本市において

補助事業を実施する団体，法人又は個人事業主で，次の各号のいずれにも該当しないも

のとする。

　(1) 市税を滞納しているもの（法人以外の団体にあっては，その代表者が市税を滞納しているもの）

　(2) 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団，同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団関係者であるもの

　(3) 前２号に掲げるもののほか，市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，補助事業に要する経費のうち，次の各号に掲げるものであって市長が適当と認めるものとする。

　(1) 備品購入費

　(2) 消耗品費

　(3) 広告費（広告に係る委託費を含む。）

　(4) 前３号に掲げるもののほか，市長が適当と認める経費

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は，補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額の範囲内で市長が定

める額とし，500,000円を限度とする。

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするものは，体験型観光プログラム創出事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて，市長の定める期限までに提出しなければならない。

　（交付決定）

第７条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，体験型観光プログラム創出事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をしたものに通知するものとする。

　（補助事業の変更等）

第８条　前条の規定による通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は，次の各号のいずれかに該当する場合は，速やかに体験型観光プログラム創出事業補助金変更等承認申請書（様式第３号）を市長に提出し，その承認を受けなければならない。

　(1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき。

　(2) 補助対象経費の変更（20パーセントを超えない範囲内の変更を除く。）をしようとするとき。

　(3) 補助事業を中止し，又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完了しないとき，又は補助事業の遂行が困

難になったときは，その原因及びこれに対する措置を市長に報告し，その指示を受けな

ければならない。

　（実績報告）

第９条　補助事業者は，補助事業が完了したときは，体験型観光プログラム創出事業補助金実績報告書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定は，市の会計年度内に補助事業が完了しない場合における当該年度内の補助事業の実績報告及び補助事業の廃止につき市長の承認を受けた場合における実績報告について準用する。

　（補助金の額の確定）

第10条　市長は前条第１項の報告を受けたときは，報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により，その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し，適合すると認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，体験型観光プログラム創出事業補助金額確定通知書（様式第５号）により当該補助事業者に通知するものとする。

　（補助金の交付の時期）

第11条　補助金は，前条の規定により確定した額を補助事業の完了後に交付するものとする。ただし，市長が必要と認めるときは，補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

　（交付の請求）

第12条　補助事業者は，前条本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは，体験型観光プログラム創出事業補助金交付請求書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定は，前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合について準用する。

　（交付決定の取消し等）

第13条　市長は，補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

　(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

　(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

２　補助事業者は，前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において，当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは，市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

　（関係書類等の保存）

第14条　補助事業者は，補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿その他補助事業に関する関係資料を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整理保存しなければならない。

　　　付　則

　この要項は，公布の日から施行し，令和２年４月１日から適用する。